

高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(第1条から第3条 略)</p> <p>(補助対象事業、補助事業者等)</p> <p>第4条 補助<u>金</u>の交付の対象となる事業（以下「補助<u>対象</u>事業」という。）、補助<u>金</u>の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(第5条から第8条 略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月<u>15日</u>のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後</p>	<p>(第1条から第3条 略)</p> <p>(補助対象事業、補助事業者等)</p> <p>第4条 補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(第5条から第8条 略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月<u>末日</u>（3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後</p>

に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(第10条から第16条 略)

附 則

1 この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第3項及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(第10条から第16条 略)

附 則

1 この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第3項及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）	
補助対象事業	別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポートの実施の決定を受けた者が行う「事業区分及び事業内容」の項（1）又は（2）のいずれかに該当する取組
事業区分及び事業内容	ビジネスアイデアの磨き上げのために行う次に掲げる取組 （1）実現可能性調査 ビジネスアイデアの実現可能性検証のための各種調査及び実証実験等 （2）試作検証 ビジネスアイデアの具体化のためのプロトタイプの作成及び検証等
補助率	3分の2以内
補助金額	【通常枠】50万円以内 【イノベーション枠】100万円以内 ※イノベーション枠は、新たな時代の経済成長の原動力となる「デジタル化」、「グリーン化」又は「グローバル化」の視点から、新たなイノベーションの創出につながる取組を対象とする。
補助事業者	①県内事業者 ②県内での起業を目指す者 ③①又は②を含む2者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム。 ・①から③までの補助事業者は、高知県内に居住する者又は事業所を有する者とする。ただし、申請時に高知県内に居住地又は事業所を有していない者であっても、別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポート実施の決定を受けたサポートの実施期間終了日までに県内に居住地又は事業所を有することを条件に補助事業者とすることができる。 <u>・「県内事業者」は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者、事業協同組合、企業組合その他特別の法律の規定に基づき設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第</u>

別表第1（第4条関係）	
補助対象事業	別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポートの実施の決定を受けた者が行う「事業区分及び事業内容」の項（1）又は（2）のいずれかに該当する取組
事業区分及び事業内容	ビジネスアイデアの磨き上げのために行う次に掲げる取組 （1）実現可能性調査 ビジネスアイデアの実現可能性検証のための各種調査及び実証実験等 （2）試作検証 ビジネスアイデアの具体化のためのプロトタイプの作成及び検証等
補助率	3分の2以内
補助金額	【通常枠】50万円以内 【イノベーション枠】100万円以内 ※イノベーション枠は、新たな時代の経済成長の原動力となる「デジタル化」、「グリーン化」又は「グローバル化」の視点から、新たなイノベーションの創出につながる取組を対象とする。
補助事業者	①県内事業者 ②県内での起業を目指す者 ③①又は②を含む2者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム。 ・①から③までの補助事業者は、高知県内に居住する者又は事業所を有する者とする。ただし、申請時に高知県内に居住地又は事業所を有していない者であっても、別途定める「ビジネスチャレンジサポート実施要領」に基づきサポート実施の決定を受けたサポートの実施期間終了日までに県内に居住地又は事業所を有することを条件に補助事業者とすることができる。 <u>・「県内事業者」は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する「会社」に該当する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同条第5項に規定する「小規模企業者」に限る。</u>

	<p><u>7号)の規定に基づき設立された特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に基づき設立された一般社団法人、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき設立された医療法人並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき設立された社会福祉法人に限る。</u></p> <p><u>・補助金は、1サポートにつき1回のみ交付するものとする。</u></p> <p><u>・補助金の交付を受けたことのある事業者は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、3年間は交付申請を行うことができない。</u></p>
補助期間	採択の日から事業完了日又は採択された年度の3月15日のいずれか早い日。
補助対象経費	<p>上記事業内容に必要な経費で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費(謝金) ・旅費 ・需用費(消耗品費、印刷製本費及び原材料費) ・役務費(通信運搬費、試作品製作費及び保険料) ・委託料 ・使用料及び賃借料(機械器具借上料、会場借上料及び特許等権利使用料) ・負担金(研修参加費及び体験料)

別表第2(第6条、第7条、第12条関係) 略

別記第1号様式(第5条関係) 略

第1号様式の1(第5条関係) 略

補助期間	採択の日から事業完了日又は採択された年度の3月末日のいずれか早い日。
補助対象経費	<p>上記事業内容に必要な経費で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費(謝金) ・旅費 ・需用費(消耗品費、印刷製本費及び原材料費) ・役務費(通信運搬費、試作品製作費及び保険料) ・委託料 ・使用料及び賃借料(機械器具借上料、会場借上料及び特許等権利使用料) ・負担金(研修参加費及び体験料)

別表第2(第6条、第7条、第12条関係) 略

別記第1号様式(第5条関係) 略

第1号様式の1(第5条関係) 略

別紙1

事業計画書

事業計画名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 実現可能性調査 <input type="checkbox"/> 試作検証
補助金申請枠	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> イノベーション枠 → 次のいずれか選択してください。 (<input type="checkbox"/> デジタル化 <input type="checkbox"/> グリーン化 <input type="checkbox"/> グローバル化)
事業の内容	
事業の実施期間 (予定)	
補助事業に要する経費 <u>(税込)</u>	(円)
補助対象経費 <u>(税抜)</u>	(円)
補助金交付申請額 <u>(税抜)</u>	(円)
備考	

- (注) 1 事業内容、補助対象経費を補足説明する資料があれば添付してください。
2 コンソーシアムで申請を行う場合、別紙1-2による総括表を作成してください。
3 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をする場合は、備考に理由を記入してください

別紙1

事業計画書

事業計画名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 実現可能性調査 <input type="checkbox"/> 試作検証
補助金申請枠	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> イノベーション枠 → 次のいずれか選択してください。 (<input type="checkbox"/> デジタル化 <input type="checkbox"/> グリーン化 <input type="checkbox"/> グローバル化)
事業の内容	
事業の実施期間 (予定)	
総事業費	(円)
補助対象経費	(円)
補助金交付申請額	(円)
備考	

- (注) 1 事業内容、補助対象経費を補足説明する資料があれば添付してください。
2 コンソーシアムで申請を行う場合、別紙1-2による総括表を作成してください。
3 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をする場合は、備考に理由を記入してください。

経費明細総括表

申請者名	A	B	B×補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要する経費 <u>(税込)</u>	補助対象経費 <u>(税抜)</u>	補助金交付申請額
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者 1> 補助事業者名			
<連携者 2> 補助事業者名			
<連携者 3> 補助事業者名			
<連携者 4> 補助事業者名			
<連携者 5> 補助事業者名			
合 計			

(単位：円)

- (注) 1 各補助事業者の作成する別紙2の収支計算書の金額の合計と一致するようにしてください。
2 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をする場合B欄に税込み額を記入することができます。

経費明細総括表

申請者名	A	B	B×補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者 1> 補助事業者名			
<連携者 2> 補助事業者名			
<連携者 3> 補助事業者名			
<連携者 4> 補助事業者名			
<連携者 5> 補助事業者名			
合 計			

(単位：円)

- (注) 1 各補助事業者の作成する別紙2の収支計算書の金額の合計と一致するようにしてください。
2 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をする場合B欄に税込み額を記入することができます。

別紙2 ※コンソーシアムで申請を行う場合、事業者ごとに作成してください。

収支予算書

事業者名

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
計		

2 支出

単位：円

経 費 区 分	補助事業に要する 経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (税抜)	備 考
計				

- (注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。
 2 コンソーシアムで申請を行う場合は、各補助事業者の予算額の全計が別紙1-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

別紙2 ※コンソーシアムで申請を行う場合、事業者ごとに作成してください。

収支予算書

事業者名

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
計		

2 支出

単位：円

経 費 区 分	予 算 額	備 考
計		

- (注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。
 2 コンソーシアムで申請を行う場合は、各補助事業者の予算額の全計が別紙1-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

別紙 3 略

別紙 4 略

第 2 号様式 (第 6 条関係) 略

第 3 号様式 (第 8 条関係) 略

第 4 号様式 (第 8 条関係) 略

別紙 3 略

別紙 4 略

第 2 号様式 (第 6 条関係) 略

第 3 号様式 (第 8 条関係) 略

第 4 号様式 (第 8 条関係) 略

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
(事業者名)
氏名 (代表者名)
(生年月日：)
連絡先
※コンソーシアムの場合、コンソーシアム代表者

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のありましたことについて、下記のとおり完了しましたので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

1 事業計画名

2 補助金交付決定額等

<u>(1)補助金交付決定額</u>	金	円(税抜)
<u>(2)補助事業に要した経費</u>	金	円(税込)
<u>(3)補助対象経費</u>	金	円(税抜)
<u>(4)補助金額</u>	金	円(税抜)

3 事業実績書 別紙5のとおり

4 収支精算書 別紙6のとおり

5 支出経費内訳表 別紙7のとおり

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
(事業者名)
氏名 (代表者名)
(生年月日：)
連絡先
※コンソーシアムの場合、コンソーシアム代表者

年度高知県ビジネスチャレンジ支援補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のありましたことについて、下記のとおり完了しましたので、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

1 事業計画名

2 事業実績書 別紙5のとおり

3 収支精算書 別紙6のとおり

4 支出経費内訳表 別紙7のとおり

別紙5

事業実績書

事業計画名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 実現可能性調査 <input type="checkbox"/> 試作検証
補助金申請枠	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> イノベーション枠 → 次のいずれかを選択してください。 (<input type="checkbox"/> デジタル化 <input type="checkbox"/> グリーン化 <input type="checkbox"/> グローバル化)
事業の内容	
事業の実施期間	
補助事業に要した経費 (税込)	(円)
補助対象経費 (税抜)	(円)
補助金額 (税抜)	(円)
備考	

- (注) 1 補助対象経費の分かる資料を添付してください。
- 2 コンソーシアムで交付を受ける場合、別紙5-2による総括表を作成してください。
- 3 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合、消費税仕入額控除税額等の状況とその理由を備考欄に記入してください。

別紙5

事業実績書

事業計画名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 実現可能性調査 <input type="checkbox"/> 試作検証
補助金申請枠	<input type="checkbox"/> 通常枠 <input type="checkbox"/> イノベーション枠 → 次のいずれかを選択してください。 (<input type="checkbox"/> デジタル化 <input type="checkbox"/> グリーン化 <input type="checkbox"/> グローバル化)
事業の内容	
事業の実施期間	
総事業費	(円)
補助対象経費	(円)
備考	

- (注) 1 補助対象経費の分かる資料を添付してください。
- 2 コンソーシアムで交付を受ける場合、別紙5-2による総括表を作成してください。
- 3 補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合、消費税仕入額控除税額等の状況とその理由を備考欄に記入してください。

別紙5-2

経費実績明細総括表

申請者名	A	B	B×補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要した経費 <u>(税込)</u>	補助対象経費 <u>(税抜)</u>	補助金額 <u>(税抜)</u>
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者1> 補助事業者名			
<連携者2> 補助事業者名			
<連携者3> 補助事業者名			
<連携者4> 補助事業者名			
<連携者5> 補助事業者名			
合計			

(単位：円)

(注) 各補助事業者の作成する別紙6の収支精算書の金額の合計と一致するようにしてください。

別紙5-2

経費実績明細総括表

申請者名	A	B	B×補助率 (ただし、100万円を超える 場合は100万円)
	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金の額
<代表者> 補助事業者名			/
<連携者1> 補助事業者名			
<連携者2> 補助事業者名			
<連携者3> 補助事業者名			
<連携者4> 補助事業者名			
<連携者5> 補助事業者名			
合計			

(単位：円)

(注) 各補助事業者の作成する別紙6の収支精算書の金額の合計と一致するようにしてください。

別紙6 ※コンソーシアムで交付を受ける場合、事業者ごとに作成してください。

収支精算書

事業者名

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額 (税 抜)	実 績 額 (税 抜)
県補助金		
自己負担金		
計		

2 支出

単位：円

経 費 区 分	予 算 額 (交付決定額又は変更申請額)			実 績 額		
	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金交付 決定額 (税抜)	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金額 (税抜)
計						

- (注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。
 2 コンソーシアムで交付を受ける場合、各補助事業者の精算額の全計が別紙5-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

別紙6 ※コンソーシアムで交付を受ける場合、事業者ごとに作成してください。

収支精算書

事業者名

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増減額	備 考
県補助金				
自己負担金				
計				

2 支出

単位：円

経 費 区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増減額	備 考
計				

3 県補助金精算

単位：円

県 補 助 金	精 算
交付決定額	県補助金額

- (注) 1 支出は、別表第1の「補助対象経費」に定める経費区分ごとに記入してください。
 2 コンソーシアムで交付を受ける場合、各補助事業者の精算額の全計が別紙5-2の総事業費の合計額と一致するようにしてください。

別紙7 略

第6号様式（第9条関係） 略

第7号様式（第10条関係） 略

別紙7 略

第6号様式（第9条関係） 略

第7号様式（第10条関係） 略